



公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和8年4月17日

大館市長 石田 健 佑

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理 番号	所在・地番	林班/ 小班	地目	面積 (ha)	経営管理権 の終期
集 R7-56	大館市比内町味噌内字漆ヶ沢 40 番 1	5/2	山林	3.00	令和 28 年 3 月 31 日
集 R7-57	大館市比内町独鈷字小倉沢 122 番	23/70	山林	0.10	
	大館市比内町独鈷字小倉沢 127 番	23/57 23/57-2	山林	0.43	

2 縦覧場所

大館市産業部林政課

3 本公告により、大館市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。